

東社労第206号
令和3年8月11日

統括支部長・支部長 各位

東京都社会保険労務士会
会長 寺田 晃
(公 印 省 略)

個人情報漏えい防止の徹底について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会及び統括支部・支部の事業運営に格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、過日開催された第191回理事会において議題とさせていただいたところですが、先般、街角の年金相談センターにおける相談業務に従事する当会会員が、相談者から入手した個人情報を盗用し、当該相談者に私的な文書を送付するという事案が発生いたしました。

当該事案は、相談者から同センターに申出があったことにより発覚したものです。当該会員の行為は、社会保険労務士の職責（社会保険労務士法第1条の2）、信用失墜行為（同法第16条）及び秘密を守る義務（同法第21条）に違反したことに加え、同会員の行為により相談者に与えた精神的苦痛や恐怖心の大きさを考慮し、同会員については、同理事会において、2年間の会員権停止の処分が承認されたところです。

個人情報の漏えいは、個人の権利・利益を侵害するおそれがあり、また、当会のみならず、社会保険労務士全体の社会的信用の失墜につながるほか、業務の委託元である国や都の機関等との信頼関係に大きな影響を与える場合があることにも十分留意する必要があります。

現在、統括支部・支部におかれましては、区役所等と独自に委託契約を締結するなど、自治体や他団体と連携し、支部事業として相談業務を活発に行っていることと存じます。

つきましては、特にこれらの業務に従事する会員に対し、個人情報漏えい防止の徹底について、一層のご指導をいただきますようお願い申し上げます。

以上